

規制に係る政策評価の点検について

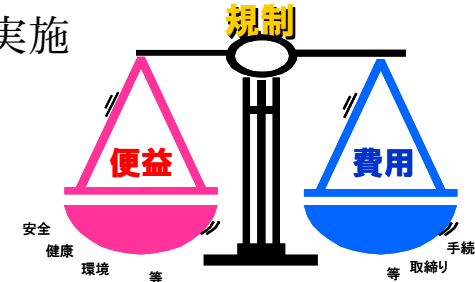
【規制に係る政策評価とは】

＜対象＞

- 行政機関が法律又は政令により規制を新設・改廃する際には、事前評価の実施を義務付け
- 事前評価を実施した規制について、見直し時期の到来時に事後評価を実施

＜内容＞

- 規制の費用、効果等の影響を把握し、費用と効果の関係を比較・分析



【経緯】

- 規制の事前評価が、試行を経て平成19年10月から開始し、各行政機関で年60～190件程度実施
- 費用や便益の定量・金銭価値化、評価書作成・公表のタイミングに課題
- 政策評価審議会において改善方策を審議。ガイドライン等を改正し、平成29年10月から施行

＜ガイドライン等改正の主な内容＞

(1) 事前評価の活用方法

⇒ 規制の検討から見直しに至るまで、その一連を「規制のライフサイクル」として捉え、規制検討段階からの各段階において望まれる評価の活用方法を提示

(2) 基本的評価手法

⇒ 費用便益分析を前面に出した現行の仕組みから、社会、経済、環境などの様々な分野への影響を漏れなく想定することに重点。特に遵守費用を重視（少なくとも定量化）

(3) 事後評価の導入

⇒ 事前評価時の費用と効果の想定と、事後評価時に把握した実際の費用と効果を比較・検証し、既に導入された規制の妥当性を確認

【点検の実施】

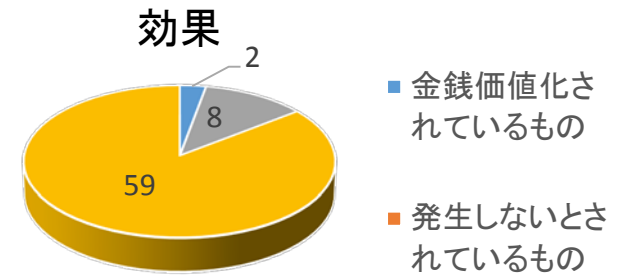
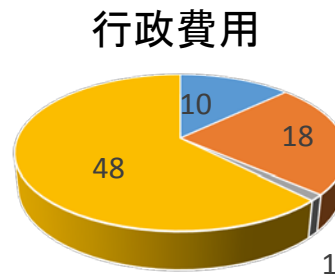
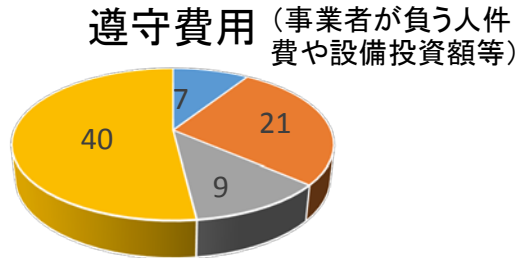
- 総務省は、各府省の評価において、上記制度改正の主要なポイント等の実施状況を中心に点検
- 点検対象は、平成29年度中（10月以降）に実施された9府省の事前評価77件、事後評価35件

点検結果（1）

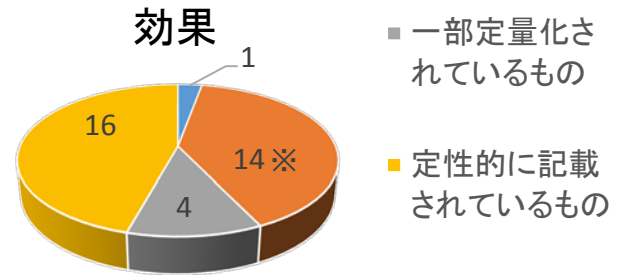
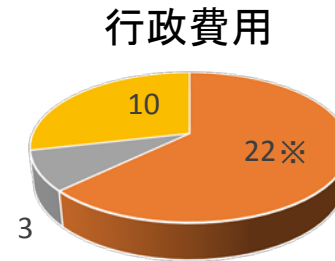
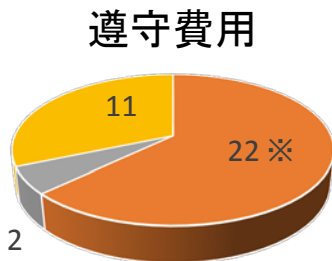
1. 費用と効果の定量化

- 費用と効果を定量化して比較・分析を行うことが重要（最善は、費用と効果を金銭価値化して両者を比較）。特に、政府全体で進められているEBPM（証拠に基づく政策立案）の取組により、客観的データを用いる要請が高まっている状況
- 点検の結果、以下の状況がみられた

<事前評価>



<事後評価>



※ うち14件は、実績がなかったもの。

- 事前評価では、制度改正で重視した遵守費用が定量化されている割合が他よりも高い。事後評価では、結果（実績なし14件）を把握していることで、定性的な記載のみの割合が低い。制度改正前よりは若干定量化が進んできているが、まだ定着していない状況
- 総務省では、改善すべき点を指摘しつつ、少数ながらも定量化できている事例（3～5頁）を横展開することで、費用と効果の定量化を進めていく

費用及び効果の定量化がなされている推奨事例

法令名：古物営業法の一部を改正する法律案

府省名：警察庁

規制名：営業制限の見直し

規制区分：緩和

【古物を受け取ることができる場所】

	営業所	住所等	その他
現行	○	○	×
改正	○	○	○ (仮設店舗)

【課題】

催事場等で開催される古物の展示即売会等において古物の売買契約が成立した場合であっても、古物を受け取るためには、取引の相手方が営業所に赴く等の必要があり、古物の買取り機会が制約を受けている。

【原因】

盗品等の流入を防止する観点から、古物営業法に基づき、古物商に対し古物の受取りをする場所を制限している。

【課題解決の手段】

・規制緩和
(行政指導、補助金、啓発等の手段は考えられない)

【規制（改正）案の内容】

事前に公安委員会に日時・場所の届出をすれば、仮設店舗においても古物を受け取ることができることとする。

【費用】

<遵守費用：届出に要する費用（事務手続費用）>
約2億840万円 = 33.81円×45分×13万7千件

労働単価：33.81円/分（民間給与等実態統計調査の年間平均給与422万円÷（60分×8時間×5日×52週））、届出に要する時間：45分、届出件数見込み：13万7千件

<行政費用：届出処理費用>

約1億9100万円 = 66.37円×(20分×13万2300件+32分×4700件)+79.44円×0.5分×13万7千件

労働単価：66.37円/分（地方交付税関係参考資料の職員給与単価828万円÷（60分×8時間×5日×52週））、79.44円/分（同資料の所属長級給与単価）、届出処理時間：20分（営業所所在公安委員会経由：32分）、届出件数見込み：13万7千件（経由：4700件）、所属長決裁時間：0.5分

<行政費用：警察職員が仮設店舗を監督する費用>

約180万円 = (66.37円×79分+79.44円×1分)×340件

監督時間：79分、監督件数見込み：340件

<間接的影響>

盗品等の処分に仮設店舗が利用されるおそれ→適切な監督によりその影響は限定的

【便益】

売り上げの増加
約62億円

業界団体の試算

【規制（改正）案の確定】

平成30年3月6日改正法案閣議決定
平成30年4月25日改正法公布

【事後評価】

施行から5年以内の適切な時期に、事後評価を実施する

その他部分的に定量化がなされている事例①

<遵守費用（事務手続費用）及び行政費用>

【国土交通省の事前評価：都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案、誘導施設に係る休廃止の届出制度の創設】

○規制の概要

地域の核となる誘導施設（商業施設や医療施設等）撤退による都市のスポンジ化（空き家等がランダムに発生）の進行を阻止するため、都市機能誘導区域内において、誘導施設を休廃止する者は30日前までに市町村長に届け出ることとし、市町村長は、必要な助言・勧告をすることができる。

○費用の推計

費用の区分	費用要素	算定方法
遵守費用	届出に係る人件費	$約815万円 = 2,718円/時間 \times 1時間 \times 600件 \times 5年$ 労働単価：2,718円/時間（民間給与等実態統計調査の年間平均給与485万円÷労働統計要覧の年間総労働時間1,784時間）、書類作成時間：30分、窓口届出時間（移動含む）：30分、届出件数見込み：600件/年
	届出に係る移動費	$約20万円 = 4.2km \div 16km/\ell \times 130.8円 \times 2（往復化） \times 600件 \times 5年$ 役所までの片道距離：4.2km（日本の総面積を総市町村数で除して市町村の平均面積を算出し、市町村の形状を円形と仮定し、役場が円の中心にあると仮定して、円の面積から半径を算出。半径の半分が平均距離として算出）、燃費：16km/ℓ（自動車燃費一覧）、ガソリン単価：130.8円/ℓ（石油製品価格調査）
行政費用	広報用のちらし費	$8,800円 = 1.1円 \times 8,000施設$ ちらし1枚：1.1円（標準的なフライヤー、A4、片面カラー）、周知・広報先：8,000施設
	届出受理の人件費	$約41万円 = 2,718円/時間 \times 1/20時間 \times 600件 \times 5年$ 届出受理時間：3分
	勧告に係る人件費	$約11万円 = 2,718円/時間 \times 8時間 \times 1件 \times 5年$ 勧告検討時間：1人・8時間、勧告件数見込み：1件/年

その他部分的に定量化がなされている事例②

<遵守費用（設備投資）>

【総務省の事前評価：消防法施行令の一部を改正する政令案等、消火器具に関する基準の見直し】

○規制の概要

平成28年に新潟県糸魚川市で発生した火災で明らかになった課題を解決するため、これまで消火器具の設置義務がなかった小規模飲食店等（延べ面積150㎡未満の建築物）に対して、消火器具の設置を義務付けるもの（火を使用する設備を設けていない等火災危険性が低い場合を除く）。

○費用の推計

費用の区分	費用要素	算定方法
遵守費用	消火器具の購入費	対象数：約21万件＝約46万件（全国の小規模飲食店等数）－約17万件（条例による消火器具設置義務付け対象）－約8万件（火を使用しない、防火上有効な措置が講じられた設備等のみ使用、自主的な消火器具設置が確認されている小規模飲食店等） 購入単価：4,000円

<効果>

【経済産業省の事後評価：工場立地法の規制対象業種の見直し】

○規制の概要

一定の規模以上の製造業等に係る工場等に対して届出義務を課し、生産施設面積、植栽等の緑地面積、噴水・広場等の環境施設面積の敷地面積に対する割合等を規制しているところ、太陽光発電施設を届出対象施設から除外する規制緩和を行ったもの。

○効果の推計

効果要素	算定方法							
環境施設の維持管理費用の軽減		H24	H25	H26	H27	H28	合計	※環境施設面積の積算根拠 太陽光発電施設（1MW以上）の設備導入容量 ×1.5ha/MW×25%
	環境施設面積（ha）	22	527	974	1,445	1,031	3,999	
行政機関の事務コスト軽減		H24	H25	H26	H27	H28	合計	※左は太陽光発電の設備導入件数（1MW以上）であり、規制緩和により届出が不要になったもの。
	届出軽減件数（件）	39	774	1,286	1,740	1,220	5,059	

点検結果（2）

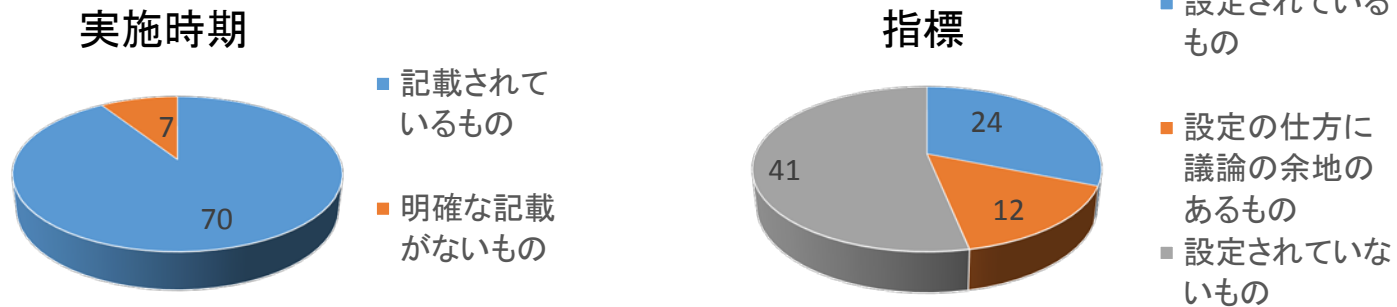
2. 評価の活用状況

- 後付けで実施されていた規制の事前評価を意思決定過程において活用されるものとする必要
- 事前評価書において、規制の検討段階等における評価の活用状況を記載することとしたものの、点検の結果、評価の活用状況に関する記載は皆無の状況

- 本来、規制の事前評価は、規制策定プロセスの効率化や規制の質を高める役割を持つものであり、各府省に対して、改善を促す指摘

3. 事後評価の実施時期及び指標の設定

- 今般の制度改正において、規制に係る政策評価に事後評価を導入。事前評価書において、事後評価の実施時期と、事後評価時に使用する指標を明記する必要
- 点検の結果、以下の状況がみられた



- 実施時期はおおむね記載されており、一部記載のないものにも、事後評価の必要性を指摘
- 指標の設定は定着しておらず、費用と効果の定量化ができないことと表裏の関係。事後評価の質を高めるためにも、あらかじめ把握する内容を具体的に事前評価書に記載するよう指摘